

Society 5.0の実現に向けた 個人データ保護と 活用のあり方

Society 5.0は、デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によってさまざまな社会課題を解決して「人間中心」の経済社会を目指す取り組みである。その実現に向け鍵となるのが、個人データをはじめとするデータ活用の促進であるが、データ収集連携基盤構築の遅れやプライバシー侵害、セキュリティをめぐる課題の顕在化など、多くの課題が存在する。

こうした問題意識から、個人が納得・信頼できる個人データの保護・活用のあり方を提言した。

個人データの保護・活用を めぐる状況

米中の企業が個人データを活用して革新的

な製品・サービスを提供するなか、わが国企業も、個人データ活用の取り組みを進めている。

しかし、個人データの活用に対する消費者の懸念が広がっていることを背景に、国際的に、個人データを含めたデータへの規制を強める動きが強まりつつある。また、わが国では、EUのGDPR（一般データ保護規則）と個人情報保護法の相互承認を実現したほか、個人情報保護法の3年ごと見直し、個人データの活用に向けた情報銀行^{（注1）}を推進する動き等が進んでいる。

こうした内外の動きを踏まえ、わが国としては、国内的には、「個人の納得・信頼のうえで個人データを活用できる環境の整備」、国際的には、「越境データ流通の確保を前提とした調和のとれた国際制度の構築」を目指

副会長／デジタルエコ
ノミー推進委員長
日本電信電話会長

篠原弘道

しのはら ひろみち



審議会副議長／デジタルエコ
ノミー推進委員長／セブン&アイ
ホールディングス社長

井阪隆一

いさか りゅういち



して政策を遂行することが必要である。

データ流通・活用基盤の構築

データ活用の前提として、企業が必要なデータを収集できる環境整備が不可欠であり、オープンデータ、データ連携基盤、情報銀行等の「データ流通・活用基盤の構築」に向けた取り組みを官民一体で進める必要がある。とりわけ、情報銀行は、実効的な本人関与を

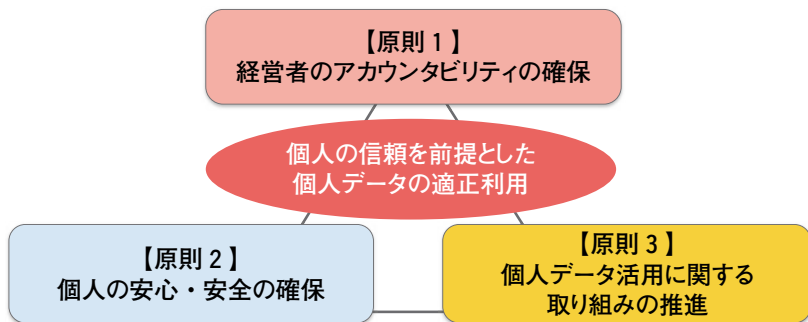
（注1）情報銀行：個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、個人のデータを管理するとともに、個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断のうえ、データを第三者に提供する事業

高め、パーソナルデータの流通・活用を促進する取り組みであり、日本型のデータ流通・活用インフラとして普及が期待される。

個人情報保護法制のあり方

個人の納得・信頼を得たうえで企業が個人データを活用するためには、法規制、民間の自主的な取り組み、個人データの活用を促す

図表 個人データ適正利用経営宣言



インセンティブをバランスさせたアプローチが必要である。

こうした観点から、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討課題に上がっている「利用停止等」やペナルティーの強化、漏えい報告の義務化については、企業のデータ活用を過度に抑制する懸念があり、慎重な対応が求められる。その一方で、個人データの活用を進めるために、匿名加工情報の活用促進や、実務の実態を踏まえたガイドラインの充実・柔軟な見直しを行うことが必要である。また、個人情報の一體的な保護・利活用促進の観点から、個人情報保護委員会が官民の個人情報保護法制を一元的に担うべきである。

デジタル・プラットフォーム事業者等に対する規律のあり方

デジタル・プラットフォーム事業者は、他の事業者にとってオープンイノベーションの重要なパートナーであり、わが国のデジタルエコノミー推進にとって欠かすことのできない存在である。したがって、過度な規制強化はデジタル分野全体のイノベーションの停滞につながり得ることを肝に銘じ、新たな規制の検討にあたっては、プライバシー保護とイノベーション促進のバランスに配慮することが重要である。

バランスの取れた国際制度の構築

国境を越えたデータの自由な流通は、デジ

タルエコノミーの展開にとって不可欠である。そこで、世界中に広がりつつあるデータローカライゼーション規制^(注2)の緩和・撤廃に向けた働きかけ、越境データ流通の確保に向けた国際的な枠組みづくりが求められる。

また、EUでデジタル分野の規制強化が進み、米国で州レベルの個人情報保護法制の整備が進むなか、調和のとれた制度構築に向け、わが国政府がEUと米国に働きかけを行うことが重要である。

産業界の取り組み 「個人データ適正利用経営宣言」の策定

政府に対して要望をするとともに、企業が個人の納得・信頼のもとで個人データの活用に取り組む姿勢を示すため、「個人データ適正利用経営宣言」を策定した。

経営者は、個人データの保護やサイバーセキュリティ対策が、事業リスクの低減のみならず、個人の安心・安全を獲得することで中長期的な企業価値の創出に寄与することを認識し、これらを組み込んだ個人データの活用^(注1)に主体的に取り組む必要がある。こうした観点を踏まえ、個人データの適正な利用に向け3つの原則を定めた。

今後、この経営宣言を踏まえ、企業・経営者が、個人の安心・安全を確保したうえで個人データの活用を進め、社会的な理解が醸成されていくことを期待したい。

(注2) データローカライゼーション規制：ICTサービスの提供に用いられるサーバー設備の国内設置等を求める規制
※本提言については、<https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083.html>参照